

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」の改正案
に対する意見及びその考え方

意見	考え方
意見1 今後需要の伸びが想定されるビジネスイーサワイドをスタックテストの検証対象に追加し、接続料の適正性の検証を行うことに賛成。	考え方1
<p>○ 1.今回のガイドライン改正について 次世代ネットワーク(NGN)におけるイーサネットフレーム伝送機能がアンバンドルされたことに伴い、スタックテスト検証区分に「ビジネスイーサワイド」を追加し、その接続料水準について検証を行うことは適切と考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 法人系アクセスとして主要なサービスであり、今後も需要の伸びが想定されるビジネスイーサワイドをスタックテストの検証区分として加えることが適当との考えが示されたことについては、同サービスの接続料の適正性の検証を可能とし、公正競争の確保につながるものであることから賛同します。 (KDDI)</p>	<p>○ 本ガイドライン改正案に対する賛成の御意見として承る。</p>
意見2 イーサネットフレーム伝送機能については、そもそもアンバンドルの必要性は無く、スタックテストによる接続料水準の検証も不要。	考え方2
<p>○ イーサネットフレーム伝送機能については、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)に基づき平成22年度よりアンバンドルを実施していますが、現時点で他事業者様からの接続要望はありません。 これは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イーサネットサービスの市場シェアは、NTT東:20.3%、NTT西:12.9%に対して、KDDI殿のシェアは21.1%となっており(2010.3末時点)、競争が十分に進展していること ・イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社 	<p>○ イーサネットサービス等のデータ通信網については、平成22年度の競争セーフガードにおける検証結果(平成23年5月)に示した以下の理由により、現時点において指定電気通信設備の対象外とすることは適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味では他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと ・イーサ装置を容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がな

<p>又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していることによるものと考えます。</p> <p>従って、イーサネットフレーム伝送機能については、そもそもアンバンドルの必要性は無く、スタックテストによる接続料の水準の検証も不要であると考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>いと判断することはできないこと</p> <p>上記を前提とし、イーサネットサービスにおいてはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性を持つこと、今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されること、競争事業者からの接続要望があること等に鑑みると、イーサネットフレーム伝送機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当としたところである。</p> <p>この状況を踏まえ、接続料の水準が接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであることを確認するというスタックテストの目的に照らすと、イーサネットフレーム伝送機能について昨年6月にアンバンドル料金が設定され、平成 22 年度接続会計において会計実績データが整理・公表(本年7月末)されることを契機として、今般、接続料を設定する事業者が実施するスタックテストの検証区分にビジネスイーサワイドを追加することは適当である。</p>
<p>意見3 メガデータネットについては、需要が減少傾向にあるものの、現在も接続事業者による利用が残存していることを踏まえると、スタックテストの対象から削除すべきではない。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 一方、「メガデータネット」のスタックテスト検証区分からの削除については、当該サービスの需要が減少傾向にあるものの、接続事業者が現在も当該サービスを利用していること、及び需要減少に伴う接続料の上昇について注視する必要があることから、時期尚早と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 今回の改正案において、メガデータネットについては「需要が減少しており、当該機能については利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっており、スタックテストで接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下している」との考えが示され、接続料を設定するNTT東・西が実施するスタックテストの検証区分から削除することとなっていますが、同サービスは移行期の状況にあり、2010年3月時点において未だ市場に約4万5千もの契約数が残存していることを踏まえれば、今回の改正において検証区分から削除することは早計であると考えます。削除によ</p>	<p>○ メガデータネットの契約数は、平成 18 年度をピークに毎年急激に減少し、利用者に及ぼす影響の度合いが低くなってきているところ、競争評価におけるデータを踏まえると、同サービスの減少は、安価で広帯域な代替サービスであるイーサネットサービス等に移行していることによるものが大きいと考えられる。</p> <p>したがって、今般、代替サービスであるイーサネットサービスをスタックテストの検証区分に追加して検証することに伴い、メガデータネットについては、利用者料金との関係で接続料水準の妥当性を検証する必要性は低下したと考えられる。</p> <p>また、スタックテストとは別に、接続料自体の認可に当たっては、総務省においてその算定根拠を審査するとともに、意見招請手続や審議会における審議等の公開された手続を通じ、引き続き接続料に係る適正性の確保を図ることが可能である。</p> <p>以上から、今回、ビジネスイーサワイドをスタックテストの検証区分に</p>

<p>り接続料の適正水準の検証が不可能となり、接続料水準の更なる上昇を招くなど公正競争上の懸念が生じることから、メガデータネットをスタックテストの検証区分として継続すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>追加することとあわせ、メガデータネットを検証区分から外すとしても、当該接続料が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること(電気通信事業法第33条第4項第2号)やその水準が当該接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第14条第4項)といった規定との関係で直ちに問題が生じるものではないと考えられる。</p>
<p>意見4 メガデータネットと同様に、公衆電話、番号案内、フレッツISDNについても、スタックテストの対象外とすべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ なお、メガデータネットについては今回のガイドライン改正案においてスタックテストの対象外とされましたが、同様に、公衆電話、番号案内、フレッツISDNについても、年々需要が減少傾向にあり、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下していると考えられることから、スタックテストの対象外とすることが適当であると考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ フレッツISDNについては、需要は減少しているものの依然多くの利用者がいることを踏まえると、メガデータネットと異なり、引き続きスタックテストの対象とすることが適当である。</p> <p>また、公衆電話、番号案内については、現時点で代替となるサービスがなく、利用者料金と接続料との関係を開示することにより、その他の接続料の妥当性の判断に資することとなるため、引き続きスタックテストの対象とすることが適当である。</p> <p>なお、スタックテストガイドラインにおいて、スタックテストの要件を満たさないサービスについては、総務省において接続料設定事業者に対し、接続料水準が妥当であるにもかかわらず当該要件を満たさないことについての論拠の提示を求めることとしているが、需要の衰退期にある公衆電話、番号案内については、スタックテストの要件を満たさない場合であっても、必ずしも接続料水準が不当であるとは認められないことから、論拠の提示を求めない旨規定している。</p>
<p>意見5 総務省が実施するスタックテストについては、旧来のネットワークに係るサービスについても、需要減少による接続料の上昇を考慮して継続して検証対象とすべき。また、検証結果については、そのすべてを原則公開すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 2.総務省殿が実施するスタックテスト検証対象について</p> <p>総務省殿が実施するスタックテストは、基本的に需要が拡大傾向にあるサービスを対象に検証を行うこととされていますが、旧来のネットワークに係るサービスについても、需要減少による接続料の上昇を考慮し、需要が減少した場合にも今後も継続して検証対象とすべきと考えま</p>	<p>○ スタックテストは、接続料水準が接続料設定事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第14条第4項)を確認するために実施するものである。</p> <p>その上で、総務省が実施するスタックテストにおいては、①新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス、②接続料の算</p>

<p>す。</p> <p>3.総務省殿が実施するスタックテスト検証結果の公開について</p> <p>総務省殿が実施するスタックテストについては、検証区分ごとに要件を満たしているか否かの情報にとどまらず、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)が実施するスタックテスト同様、その全てを原則公開すべきと考えます。その際、経営情報に該当し公開に適さない部分の扱いに関しては、NDA (Non-Disclosure Agreement: 秘密保持契約)締結を前提に情報開示を行う等の仕組みを検討し、可能な限り検証プロセスの透明性を高めることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス、③将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本としてサービスメニューごとに毎年度決定し、特に重点的に検証を行うことが必要である旨整理しているところである。</p> <p>ご指摘の場合については、利用者料金との関係において接続料水準の妥当性を検証するスタックテストの検証対象に含まないとしても、接続料自体の認可に当たり、総務省においてその算定根拠を審査するとともに、意見招請手続や審議会における審議等の公開された手続を通じ、引き続き接続料に係る適正性の確保を図ることが可能と考えられる。</p> <p>○ ガイドラインにおいては、スタックテストの透明性を確保するため、検証結果については、当該結果が接続料設定事業者の経営情報に該当する可能性があることに配慮しつつ、可能な限り公開する旨規定されている。総務省が実施するスタックテストについては、サービスメニュー毎に実施していることから、NTT 東西の設備構成を想起させる情報など経営情報に該当する情報を非公開としているところである。</p> <p>総務省としては、このようなガイドラインの趣旨に則り、透明性の確保に向けて、引き続き適切な対応を進めてまいりたい。</p>
<p>意見6 NTTコミュニケーションズは、NTT 東西から NGN イーサネットサービスを相対の卸売料金にて提供を受けていると想定される。スタックテストの実施にあたっては、NTT グループ間におけるバルク型料金体系が、他事業者にとって競争可能かどうかとも検証すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ NTTコミュニケーションズは、NTT東・西からNGNイーサネットサービスの卸売りを受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸売り料金については相対契約で設定されていると想定されるものの、その水準は競争事業者等の外部には明らかにされていません。</p> <p>ドミナント事業者であるNTT東・西がグループ企業のみバルク型料金体系による卸売り料金を適用し、競争事業者に適用される接続料水</p>	<p>○ スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準が不当な競争を引き起こさないものであることを、利用者料金との関係において検証するものであることから、卸電気通信役務の提供に係る料金に関する本意見は参考として承る。</p> <p>なお、電気通信事業法 30 条の禁止行為規制の適用を受けるNTT東西は、イーサネットサービスを含む卸電気通信役務の提供において、特</p>

<p>準よりも低廉な料金でサービス提供しているとすれば、グループ会社間の連携により、実質的な接続料の差別的取扱いを生じさせ、競争事業者が同等にサービスを提供できないこととなります。その結果、NTTグループのドミナント性が助長される懸念があります。</p> <p>したがって、スタックテストの実施にあたっては、NTTグループ間におけるバルク型料金体系による卸売り料金の存否を明らかにし、もし存在するのであれば料金水準を外部に開示し、他の競争事業者にとって競争可能な条件となっているかどうか検証することが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>定の電気通信事業者を不当に優先的に取扱うこと等は禁止されており、違反が認められた場合には、当該行為の停止又は変更命令の対象となり得る。具体的には、NTT 東西が当該サービスに関する卸電気通信役務を一事業者に提供しており、他の電気通信事業者からこれと同様の条件での卸電気通信役務の提供されることを要望された場合には、いずれか一方を不当に優先的に取扱うことは認められないこととなる。</p>
<p>意見7 NTT 東日本が提供を開始した「フレッツ光ライト」についても、スタックテストの対象とすべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 4.NTT 東西殿の「フレッツ光ライト」について</p> <p>平成 23 年 6 月 1 日に NTT 東日本殿が提供開始した「フレッツ光ライト」のユーザ料金(2,940 円～6,090 円/月)は、加入光ファイバに係る接続料(平成 23 年度で NTT 東日本殿:3,756 円/月、NTT 西日本殿:4,298 円/月)を下回っており、接続事業者との公正競争上明らかに問題です。従って、当該サービスについて、速やかにスタックテストを実施し、その料金の妥当性を検証すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 本年6月1日にサービス提供を開始した「フレッツ光ライト」に関し、接続料を設定する事業者が実施するスタックテストにおいては、サービスブランドである「フレッツ光ネクスト」の構成要素の一つとして、平成 23 年度接続会計の公表時から検証区分に含めることが適当である。</p> <p>また、総務省が実施するスタックテストにおいては、将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスなどのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本としてサービスメニューごとに毎年度決定することとしているところ、サービスメニューの一つである「フレッツ光ライト」がこの要件に該当する場合は、平成 24 年度接続料の認可時から検証区分に含めることが適当である。</p> <p>なお、「フレッツ光ライト」については、1 芯の加入光ファイバを複数ユーザで提供する方式であるため、1 ユーザ当たりの利用者料金と、1 芯当たりの加入光ファイバ接続料を単純に比較することとなるものではない。</p>